

岩手県告示第851号

鳥獣保護区の存続期間の更新（平成12年岩手県告示第798号）で告示した安代町矢神岳鳥獣保護区、雫石町鳥獣保護区、岩手町鳥獣保護区、五葉山鳥獣保護区、宮古市崎山鳥獣保護区、浄土ヶ浜・蛸の浜鳥獣保護区、二戸市上斗米鳥獣保護区の区域の表示を次のとおり変更した。

平成22年10月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 変更後の安代町矢神岳鳥獣保護区の区域の表示 八幡平市地内の国道282号と市道相沢線との交点を起点とし、起点から国道282号を北東に進みさらに南東に進み市道丑山線との交点に至り、同点から同市道を南に進み民有林2144、2149及び2150林班と国有林岩手北部森林管理署49及び47林班の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進みさらに南西に進み市道相沢線との交点に至り、同点から同市道を北に進みさらに北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 2 変更後の雫石町鳥獣保護区の区域の表示 岩手郡雫石町地内の一般県道繫温泉線と一般県道網張温泉線との交点を起点とし、起点から一般県道繫温泉線を南西に進み町道御所・尾入野線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み主要地方道盛岡横手線との交点に至り、同点から同主要地方道を南西に進み御所ダム左岸との交点に至り、同点から同ダム左岸を北西に進み雫石川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に進み葛根田川左岸との交点に至り、同点から同川左岸を上流に進み町道西根線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道高前田・小松線との交点に至り、同点から同町道を東に進み一般県道雫石東八幡平線との交点に至り、同点から同一般県道を北に進み町道仁沢瀬・小松線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道雫石・小岩井線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み小岩井農場境界との交点に至り、同点から同境界を南東に進み一般県道網張温泉線との交点に至り、同点から同一般県道を南に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 3 変更後の岩手町鳥獣保護区の区域の表示 岩手郡岩手町地内の国道4号と岩手町と一戸町との境界との交点を起点とし、起点から国道4号を南に進み主要地方道岩手平館線との交点に至り、同点から同主要地方道を西に進み町道長田線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道細沢線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道沼宮内黒内線との交点に至り、同点から同町道を南東に進み町道土峰線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道五日市川原木線との交点に至り、同点から同町道を北に進み農道白掛平線との交点に至り、同点から同農道を北に進み町道川原木西線との交点に至り、同点から同町道を北東に進み町道川原木御岳線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道笈ノ口小山沢線との交点に至り、同点から同町道を東に進み町道小山沢前ヶ沢線との交点に至り、同点から同町道を北西に進み林道上大作線との交点に至り、同点から同林道を北西に進み作業道豊岡下大作線との交点に至り、同点から同作業道を南に進み町道川原木御岳線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道御岳大股線との交点に至り、同点から同町道を西に進み町道葉木田大股線との交点に至り、同点から同町道を南西に進み町道大股寺田新田線との交点に至り、同点から同町道を北に進み岩手町と八幡平市の境界との交点に至り、同点から同境界を北に進み岩手町と一戸町の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 4 変更後の五葉山鳥獣保護区の区域の表示 国有林三陸中部森林管理署5林班から10林班及び17林班から20林班並びに301林班から310林班の区域
- 5 変更後の宮古市崎山鳥獣保護区の区域の表示 宮古市地内の国道45号と市道日影佐原線との交点を起点とし、起点から国道45号を北に進み宮古市崎山と宮古市樫内の境界との交点に至り、同点から同境界を東に進み海岸線との交点に至り、同点から海岸線に沿って南に進み市道2-3大沢海岸線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み一般県道崎山宮古線との交点に至り、同点から同一般県道を南西に進みさらに南東に進み市道日影佐原線との交点に至り、同点から同市道を西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 6 変更後の浄土ヶ浜・蛸の浜鳥獣保護区の区域の表示 宮古市地内の一般県道崎山宮古線と市道清水川端線との交点を起点とし、起点から一般県道崎山宮古線を北に進み市道2-3大沢海岸線との交点に至り、同点から同市道を北東に進み海岸線との交点に至り、同点から海岸線に沿って南に進み市道四番丁線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道清水川端線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域
- 7 変更後の二戸市上斗米鳥獣保護区の区域の表示 二戸市地内の主要地方道二戸田子線と岩手県と青森県の境界との交点を起点

とし、起点から主要地方道二戸田子線を南東に進みさらに南西に進み市道根森線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道下坂上川代線との交点に至り、同点から同市道を西に進み市道地竹沢線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み市道上川代地竹沢線との交点に至り、同点から同市道を南西に進み市道小端川代線との交点に至り、同点から同市道を北西に進み岩手県と青森県の境界との交点に至り、同点から同境界を北西に進みさらに北東に進み起点に至る線に囲まれた一円の区域